

船舶事故調査報告書

平成27年3月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年2月4日 13時00分ごろ
発生場所	北海道石狩市古潭漁港南南西方沖 古潭港西防波堤灯台から真方位208° 1.6海里付近 (概位 北緯43° 19.96′ 東経141° 24.41′)
事故調査の経過	平成26年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{りゅうほう} 龍宝丸、5.2トン HK2-22304（漁船登録番号）、個人所有 11.88m (Lr) × 3.21m × 1.15m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成3年3月9日
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年2月6日 免許証交付日 平成23年2月8日 (平成28年2月7日まで有効) 甲板員 男性 65歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、古潭漁港南南西方沖において、にしん刺し網漁の操業を行い、船長が、操舵室後方の右舷側に立ってリモコンによる手動操舵で操船に、甲板員が、右舷船尾で投網作業にそれぞれ当たり、約2ノットの対地速力で北進した。 船長は、平成26年2月4日13時00分ごろ、甲板員の叫び声を聞いて船尾に行ったところ、刺し網の錨（以下「本件錨」という。）の爪が救命胴衣に引っ掛かり、瀬縄とともに仰向けの状態で海に浮いている甲板員を目撃した。 船長は、すぐに機関を後進にかけたが、前進行きあしで本船が甲板員と離れてしまったので、落水した場所に戻るため本船を右回頭させるとともに、僚船に無線で事態を伝え、救助を依頼した。 船長は、その間に甲板員を見失ったものの、揚網機で瀬縄を巻き揚げたところ、13時05分ごろ、救命胴衣の左脇腹付近に本件錨の爪

	<p>が引っ掛かった状態の甲板員が海面に浮いてきたが、救命胴衣が脱げたので、駆けつけた僚船の乗組員と共に、^{かぎざお}鉤竿で甲板員を本船に引き揚げた。</p> <p>本船は13時15分ごろ古潭漁港に入港し、甲板員は、救急車で病院へ搬送されたが、5日08時20分ごろ死亡し、死因は溺水による低酸素脳症と診断された。</p> <p>(付図1 本事故当時の乗組員の配置、写真1 本件錨の状況、写真2 船長が目撃した本件錨の爪が救命胴衣に引っ掛かった状況 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、水温 約2℃</p>
その他の事項	<p>甲板員は、本船に引き揚げられた際、意識がなかった。</p> <p>甲板員は、漁業の経験が豊富であり、本事故当時、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>甲板員は、合羽上下、ゴム手袋及び固定式の作業用救命胴衣を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>本件錨は、鋼製の2爪錨で、長さ約1m、爪の先端部から中央まで長さ約30cm、重さは約20kgであった。</p> <p>本船の漁具は、刺し網（長さ約540m）、その両端に旗の付いた浮き球、瀬縄及び本件錨で構成され、瀬縄は、合成繊維製であり、長さが約30m、直径約12mmであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員の死因は、溺水による低酸素脳症であった。</p> <p>本船は、古潭漁港南南西方沖において、刺し網の投網作業中、甲板員が落水したものと考えられるが、落水した状況及び救命胴衣に本件錨の爪が引っ掛かった状況については、いずれも明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、古潭漁港南南西方沖において、刺し網の投網作業中、甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、本船に救命浮環を備えた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投網を行う際、救命胴衣や着衣に漁具が絡まないよう注意して作業に当たること。

付図1 本事故当時の乗組員の配置

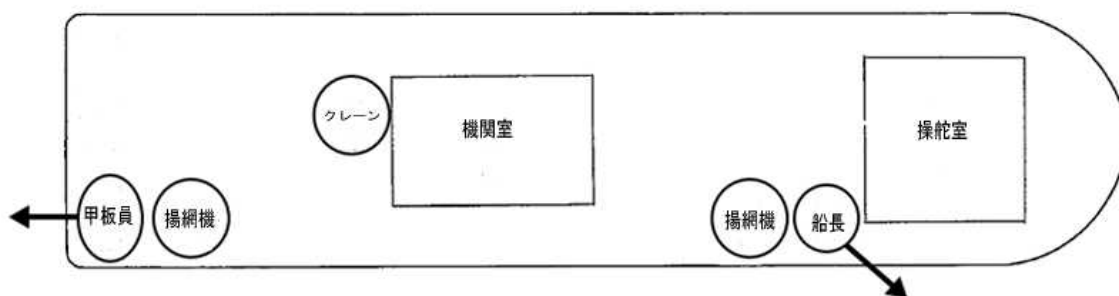


写真1 本件錨の状況



写真2 船長が目撃した本件錨の爪が救命胴衣に引っ掛かった状況

